

第4章 人権ふれあいセンターにおける取り組み

人権ふれあいセンターは、地域社会の福祉を増進し、住民の生活改善及び向上を図るために設置された住民交流の拠点施設です。相談体制の充実を図りながら人権にかかわる生活上の各種相談事業や人権啓発事業等を通して、地域住民の福祉向上や人権感覚を磨くことにより、地域住民がお互いに助け合い、一人ひとりが持つ多様性を理解しあい、お互いの人権を尊重しあう「共生の心」が醸成されるよう努めています。

【人権に係わる相談業務】

生活、福祉、教育など人権に関するさまざまな相談に応じています。令和2年度は、生活相談6件、人権相談2件の相談がありました。関係各部・課との連携を密にして相談業務にあたりました。市民の皆さんの相談に対応できるよう、研修会に参加し、職員の資質向上を図りました。

【啓発・広報事業】

人権尊重についての正しい理解、認識を深めるため、人権に関するセミナー、人権ふれあいフェスティバルの開催により、啓発・広報活動に取り組んでいます。令和2年度のふれあいセミナーは新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染予防対策を行いながら全4回のうち2回開催し、延べ44名の市民の方が参加しました。

また、人権ふれあいセンターの事業、サークル活動、人権に関する取り組みなどをホームページに掲載したほか、「センター情報」を作成し年6回、市報配布にあわせ、常会ごとに回覧等しました（5月・6月・8月・10月・12月・3月）。人権ふれあいフェスティバルは新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止となりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により「コロナ差別」が全国的な人権問題となりました。愛媛県の有志の団体が始めた「シトラスリボンプロジェクト」の取組に賛同し、思いやりのある暮らしやすい地域づくりを目指し市民への啓発活動を実施しました。

◆ふれあいセミナー

○第1回 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

○第2回 7月21日（火） 参加者24名
演題 「相談窓口の現場から」
講師 中本佳代子さん（NPO人権センターながの）

○第3回 8月22日（土） 参加者20名
演題 「フェイクニュースとSNS」
講師 宮原明人さん（戸倉小学校長）

○第4回 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止



▲R2. 8/22 第3回ふれあいセミナー
（人権ふれあいセンター）

ふれあいセミナー参加者の感想より（抜粋）

- ・大切なのは、自分の中の考えを説明し、お互いに理解できる場所を見つけられることだ
と思いました。（7/21 セミナー）
- ・心の中の差別と闘うことの大切さを学びました。（7/21 セミナー）
- ・現代的な情報に触れることができ有意義でした。私自身はSNSはやっていませんが、今
後やるかもしれないので参考になりました。（8/22 セミナー）
- ・SNSに対する自覚を痛感し、子供たちの有効活用には教育が必要と感じました。
（8/22 セミナー）

人権ふれあいセンター情報 みんなのしあわせ

令和2年5月1日
第1号
発行 千曲市人権
ふれあいセンター
TEL 273-3693

新年度の人権ふれあいセンターの事業が始まりましたが…

新年度事業開始で人権ふれあいセンター利用のサークル代表者会議、日本語教室の開校式を行いました。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、事業活動の延期・中止の検討、さらには、「緊急事態宣言」発令でセンター利用ができない状態が続いています。市民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。



令和2年度

5月15日まで

人権ふれあいセンター閉館



日本赤十字社

新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」発令のため、5月15日

（金）まで人権ふれあいセンターも閉館となっています。今後の状況により、対応も変わってくると思います。新たな対応については市のホームページ等でお知らせしますのでご承知ください。

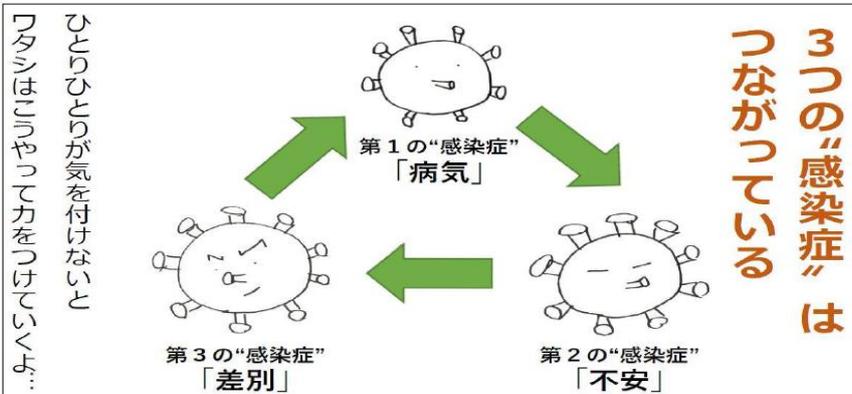
新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！

～負のスパイラルを断ち切るために～



日本赤十字社では「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラル

を断ち切るために～」という資料をつくって感染拡大防止を呼びかけていますのでご紹介します。詳しくは日本赤十字社のホームページをご覧ください。



▲ ふれあいセンター情報（R2.5/1 発行）

【シトラスリボンプロジェクトへの取組】

- シトラスリボン作り講習会
 - ・10月23日（金） 参加者 10名
 - ・12月18日（金） 参加者 13名
- シトラスリボンクリスマスツリー展示
（市役所ギャラリー）
 - ・12月3日（木）～12月28日（月）
- つるし飾り作成会
 - ・2月9日（火）参加者 7名
 - ・2月16日（火）参加者 8名
- シトラスリボンつるし飾り展示
（市役所マルチルーム）
 - ・3月1日（月）～3月19日（金）



▲R2.10/23 シトラスリボン作り講習会
（人権ふれあいセンター）



▲▼シトラスリボンの展示
（千曲市役所）



▲▼シトラスリボン



【文化・教養に関する事業】

人権啓発にかかわる交流事業については、人権ふれあいセンターを中心拠点として実施しています。これらの計画・立案にあたっては、同センター運営委員会を通じて市民の意見を取り入れ、センター利用者と連携・協力し、多くの市民が参加しやすいように努めています。

人権ふれあいセンターと同様に、市内にある4か所の人権教育集会所でも、地域住民に対する社会教育の充実を図り、社会福祉向上と人権教育・啓発に資するために設置され、地域住民の交流の場として幅広く活用されています。

「戸倉人権はつらつセンター」では、月1回の習字教室やガーデニング教室が開催され、地域住民の交流を深めています。



▲ガーデニング教室（人権はつらつセンター）

「シトラスリボン」

新型コロナウイルス感染症が再び猛威を振るっています。特に、デルタ株の感染力は強力で、目を追って感染拡大が続いています。連日の報道で益々感染への恐怖があおられるとともに、ワクチン接種を早くしたいという気持ちが駆り立てられます。そんなこんなストレスを抱えているためか、暑さも加わり、家族の間でもつい言葉使いが荒くなるような気がします。

感染リスクはだれにもありますが、感染した人への誹謗中傷が広がるようなことはだれも望まないと思います。けれども、感染者が身近に増えてきた時どうなるのでしょうか。

愛媛県で始まったシトラスリボン運動の立ち上げグループ代表 松山大学の甲斐教授は地域で感染した人やお店に対する誹謗中傷がささやかれたとき、面と向かって注意することはその後の地域での生活を考えると言い出しにくい。でも、何とかそうした誹謗中傷はなくしたい。どうすればよいかと悩んだ末、シトラスリボンをつけることで「私は感染者の味方です。治って帰ってきたらまた、お帰りと迎えるから。」というメッセージを伝えられるのではないかと。みんながシトラスリボンをつけることで、感染者が地域に居づらくなるようなことはなくせるのではないかと。そう考えてシトラスリボンプロジェクトを始めたそうです。

その後、運動は全国に広がり、長野県でも取り組まれました。

千曲市人権・男女共同参画課でも昨年度から取り組んでいます。

当初、作り方の講習会をすると、自分でたくさん作ってきてくださる方がいてみんなにあげてほしいとおいて行かれる方もいました。やがて子供たちに、子どもたちを通して保護者の方に、先生方へ、病院で、サークルで、地域役員の仲間だと自ら作って配る人が増えました。



自分は作れないけど他の人にあげたいからと申し出てこられる方もおりました。他の人のためという気遣いがありがたく、また、そうした行為が広がっていくのはさらにありがたくうれしいことでした。

新型コロナウイルス感染症の脅威が1年以上続き、コロナ疲れや感染の恐怖への慣れが生まれているようです。感染対策の引き締めのためか感染への恐怖が強調されているようにも思います。

でも、感染した人にどう接するかは状況が変わっても同じであるように思います。シトラスリボンをつけて感染した人が地域に居づらくなるようなことはしない、地域、家庭、職場(学校)が手をつないで新型コロナウイルス感染症をのりこえようという願いは変わりません。

マスクの着用や密を避けるなどの感染対策はきちんと行うとともに、夏の服装になって、ここしばらくつけていなかったシトラスリボンを今一度つけ直そう、そう思っています。

(人権ふれあいセンター所長 山崎 一男)

第5章 人権擁護の推進

市内には、10名の方が人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、人権にかかわる各種相談や人権に関する啓発活動などで、活躍されています。

令和2年度の千曲市部会の活動は下記のとおりです。

○第71回人権週間

毎年、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、広く人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動をしています。

○人権擁護委員の日

「人権擁護委員法」が制定された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、地域住民に人権への理解を深めてもらうための啓発活動などに取り組んでいます。

○人権啓発活動

幼いころからの人権感覚を磨くため、市内の小中学校、児童センター・児童館、保育園に啓発訪問を実施しました。

○市民に寄り添う人権相談

毎年、月1回、公共施設において人権擁護委員による人権相談を実施していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら実施しました。

「誰か」のこと

じゃない。

第72回
人権週間
12月4日~10日
12月10日は人権デーです。

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番 子どもの人権110番 **0120-007-110**
女性の人権ホットライン **0570-070-810**
外国人権相談ダイヤル **0570-090-911**

インターネット人権相談受付窓口 **https://www.jinken.go.jp/** (パソコン・スマートフォン・携帯電話共通)

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

▲人権週間ポスター



◀人権擁護委員制度
周知ポスター

子ども人権啓発紙芝居の再開

こともなげにマスクを着けて登校し、学習し友だちと戯れる小学生が頼もしいです。保護者のみの参観で行われた運動会は、今までと変わらない声援と歓声が響き、道路にいても熱気がビンビンと伝わってきました。

千曲市から配布された一人一台の情報機器端末（タブレット）を使った授業では、全員の考えを大画面に映すことで普段は発言の少ない友だちの考えが分かり好評だったと聞きました。子どもたちに出来る限りリアルな体験や最先端の学習をさせてあげたいという思いと、そのためのご努力に頭が下がります。

歴史の転換点かもしれないこの時代を旅する私たちに、コロナ禍という北風が強く吹きおろしています。学校では先生と保護者がまるで太陽のように温かく、光を当てながら子どもたちを支えているのでしょう。だから、子どもたちは現状を受け入れて頑張っているのではないかと思うことしきりです。

千曲市人権白書にあります学校の人権教育の様子でも、子どもたちの真剣さや人間的なつながりを大切にしようとする気持ちが伝わってきて心が洗われます。

7月から、コロナ感染拡大防止策を守り保育園や児童館で紙芝居を上演します。童話を通して子どもたちに命の大切さや親切、思いやり、感謝、公平、勇気などを伝えられたらと思っています。

（人権擁護委員 宮坂君江）

第6章 相談体制の充実

差別や人権侵害を未然に防止することが最も重要ですが、起きてしまった差別事象については、事実を真摯に受け止め、市民に信頼され、活用してもらえる人権相談窓口の周知や人権擁護体制の確立をはかることが大切です。

市では、人権ふれあいセンターを中心として相談内容について適切な対応ができるよう、職員の資質向上をはかるとともに、関係部課、長野地方法務局や長野県人権啓発センターなど国・県の専門相談機関又は人権擁護委員等との連携を密にしながら、適切な対応に努めました。

誰にも青春があった

だいぶ昔の話になるが、仕事上、特別養護老人ホームで2日間、研修させていただく機会があった。

研修生として与えられた私の仕事は、入浴される方を部屋まで迎えに行くこと。洗髪してもらった方の髪毛をドライヤーで乾かすこと。「私より髪がフサフサしていますなー」などと話しかけながら、ひたすら髪の乾燥に専念した。その後、また車椅子を押して部屋まで送っていく。たぶん毎日入浴できるわけでもないのに、皆さんさっぱりして気持ちよさそうだ。

食事のお手伝いも、私たち研修員に与えられた仕事だった。最も補助が必要な方々のところに割り振られた。私が担当させていただいた方は年配の男性で、しゃべることもかなり不自由だった。それでも若き日々のことを、いろいろ質問した。その方は学生時代、音楽のサークルに入って活動していたということで、その話になると堰を切ったように、涙ぐみながら、不自由な言葉で私に話してくれた。この方も若かったころ一生懸命勉強し、サークル活動に夢中になっていた、そんな輝いていた日々があったのだ。仲間と語り合い、中には心を寄せる人もいたのだろう。

今や私自身も高齢者となった。そんな高齢者を見るとき、体が不自由だからと言って決してバカにしてはいけない。言葉が不自由になったからといって、決して疎かになどしてはいけない。「この方も希望に満ちた、夢あふれる青春時代を過ごしてきたのだ」と畏敬の念をもって接していただければありがたい。

(人権擁護委員 杉浦 一弥)

人権教育・啓発推進に関する数値の推移（千曲市事務報告書から）

指 標	29 年度	30 年度	元年度	2 年度※
人権ふれあいセンター相談事業（件）	3	11	11	8
人権ふれあいセンター啓発資料貸出（件）	36	42	42	9
啓発事業ふれあいセミナー参加者（人）	156	115	169	44
啓発事業ふれあいフェスティバル参加者（人）	190	163	台風災害により中止	中止
人権ふれあいセンター 会議室利用（回）	464	497	397	346
人権ふれあいセンター 利用者数（人）	6,546	6,442	5,013	3,534
市内小学校副読本「あけぼの」配布（冊）	1,574	1,552	1,476	1,463
市内中学校副読本「あけぼの」配布（冊）	571	552	533	545
差別の解消をめざすことをテーマとした作文（小学校6年生・中学生対象）の応募（点）	41	60	57	45
差別の解消をめざすことをテーマとしたポスター（小学校5・6年生・中学生対象）の応募（点）	70	74	90	71
差別の解消をめざすことをテーマとした標語（小学校4・5・6年生対象）の応募（点）	27	27	27	27
学校教職員人権教育研修会参加者（人）	70	60	54	中止
人権教育指導者養成講座参加者（人）	345	416	413	21
人権教育指導員の設置（人）	3	3	3	3
人権教育推進員の設置（人）	72	71	71	71
地区人権教育研修会実施（回）	81	79	75	23
地区人権教育研修会参加者（人）	2,772	2,788	2,507	393
高齢者・企業対象人権教育研修会実施（回）	3	4	2	1
高齢者・企業対象人権教育研修会参加者（人）	32	36	24	4
地域住民の参加交流促進事業（習字教室）（回）	12	12	10	9
地域住民の参加交流促進事業（ガーデニング教室）（回）	12	12	11	9
地域住民の参加交流促進事業（日本語教室）（回）	24	24	24	24
人権を守る市民集会参加者（人）	550	300	350	中止

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止または縮小等をして実施しています。